



2026年1月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 K A D O K A W A
代表者名 取締役 代表執行役社長 CEO 夏 野 剛
(コード番号: 9468 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション局長 大 上 智 之
(TEL. 03-5216-8212)

業績連動型株式報酬制度に係る自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年2月18日
(2) 処分する株式の種類及 び 数	当社普通株式 903,100 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 3,250 円
(4) 処 分 総 額	2,935,075,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行（信託口）)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の執行役及び執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）（以下、総称して「執行役等」といいます。）を対象として、信託を利用した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しているところ、本自己株式処分は、今後も本制度を継続して運用するために、本制度運用のために当社が設定した信託（以下「本信託」といいます。）の受託者に対して行うものです。なお、本信託は、2015年11月30日に当社及び当社子会社である株式会社ドワンゴがそれぞれ導入した役員向け株式報酬制度の運用のために当社がそれぞれ設定した信託を、2017年3月1日に当社子会社である株式会社 KADOKAWA Future Publishing（旧株式会社KADOKAWA）が導入した同様の制度の運用のために当社が設定した信託に併合したものであり、現在は、本信託を利用して、当社及び上記各社を含む当社の複数の子会社の執行役等を対象に本制度を運用しております。本制度の概要につきましては、2017年2月9日付「当社子会社における業績連動

型株式報酬制度及びE S O P制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

処分数量につきましては、本制度に基づき信託期間中に執行役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数148,990,296株に対し、0.61%（2025年9月30日現在の総議決権個数1,475,443個に対する割合0.61%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は執行役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	執行役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2017年3月1日
信託の期間	2017年3月1日～2027年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年1月28日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である3,250円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客觀性が高く合理的なものであると判断したためです。

以上